

ミツヒロニュース



政治経済学者の植草一秀さんが、「シェア」について書かれていました。今までの資本主義は、企業に最大限の利益をもたらすものでしたが、これからの世の中を考えると、必要な時に必要なものを手にする「シェア」という考え方が出てきています。シェアハウス、シェアオフィス、カーシェア、レンタサイクルなど、「分かち合う経済」を考える必要が有ります。経済活動の結果生まれた果実を皆で分かち合うための政策を実行すべきだと思います。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇「相続」に関する民法改正
～配偶者居住権～
- ◇IT導入補助金
～IT化に補助金が活用できます～
- ◇今月のお勧めセミナー
第3回 税務・会計セミナー
「上手な税務調査の受け方」
- ◇あとがき
「仲間が増えました!」
～新入社員紹介～



「相続」に関する民法改正 ～配偶者居住権～

相続に関する民法の改正作業が進められています。昭和 55 年以来、約 40 年ぶりの改正となる予定です。配偶者の保護や遺留分制度の見直し等、影響の大きい重要項目が盛り込まれていますので、そのポイントを解説します。

○ 6つの大きな柱

平成 30 年 3 月 13 日、改正法律案（※次頁）が国会に提出されました。「民法（相続関係）等の改正に関する要綱案（案）」（1 月 16 日決定）に基づいて法文化されたもので、改正内容の詳細を知ることができます。相続関連の改正項目は、大きく以下の 6 つです。

- ① 配偶者の居住権の保護・・・被相続人（死亡者）の配偶者が住んでいた家に住み続けられる。
- ② 遺産分割に関する見直し・・・20 年以上結婚生活を続けていた夫婦に限り、住居が遺贈・贈与されたときは遺産分割の対象からその住居を除くことができる。
・遺産分割協議が成立する前でも、葬儀代や生活費などを被相続人の預貯金から引き出すことができるようにする。
- ③ 遺言制度の見直し・・・自筆証書遺言の財産目録部分は自筆でなくてもいいようにする。
- ④ 遺留分制度の見直し・・・遺留分の算定方法の見直しとして、相続人に対する贈与は相続開始前の 10 年間にされたものに限りなど変更となった。
- ⑤ 相続の効力（権利・義務の承継等）に関する見直し・・・遺言などで法定相続分を超えて相続した不動産は、登記をしなければ第三者に権利を主張できない。
- ⑥ 相続人以外の者の貢献についての考慮・・・相続人以外の被相続人の親族（子供の配偶者など）が介護などをした場合、相続人に金銭を請求できるようにする。

それでは、6つの柱の中から、①の配偶者の居住権に注目して解説します。

(次頁へつづく)

○新設される配偶者の居住の権利

今般の改正で、相続開始時点で被相続人と同居していた建物（以下、居住建物）に配偶者が引き続き居住できる権利が新設されます。これは、被相続人の配偶者を保護する視点で設けられた権利であり、「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」の2種類があります。

1. 配偶者短期居住権

「配偶者短期居住権」は、遺産分割が終了するまでの期間について居住を保護する目的の権利です。相続開始とともに当然に発生し、次のいずれか遅い日までの間、配偶者はそのまま無償で居住建物に住むことができます。

- ① 分割により居住建物の取得者が確定した日
- ② 相続開始から6ヶ月を経過する日

2. 配偶者居住権

一方「配偶者居住権」は、長期の居住権で、居住建物を終身無償で使用・収益できる権利です。相続開始とともに発生する「配偶者短期居住権」とは異なり、次のいずれかに該当する場合に取得することができます。

- ① 遺産分割において、配偶者が、配偶者居住権を取得したとき。
- ② 配偶者に、配偶者居住権が遺贈されたとき。
- ③ 被相続人と配偶者間に、配偶者に、配偶者居住権を取得させる死因贈与契約があるとき。

配偶者は居住建物の所有者に対し「配偶者居住権」の登記を請求でき、登記することで、第三者に対する権利の主張も可能となります。

なお、「配偶者短期居住権」「配偶者居住権」は、いずれも譲渡することはできず、配偶者の死亡等により消滅します。配偶者の死亡等によりこれらの権利が消滅した場合、原状回復義務等の義務は、配偶者の相続人が相続することになります。

また、「配偶者短期居住権」は評価の対象とはなりませんが、「配偶者居住権」はその財産的価値に相当する価額を相続したものとして扱われますので、注意が必要です。

新設する居住権は、原則亡くなるまで行使でき、譲渡や売買はできません。その評価額は、平均余命などを基に算出され配偶者が高齢であるほど安くなることが想定されます。

現行法でも配偶者が建物の所有権を得て住み続けることができますが、建物の評価額が高額の場合、他の相続財産を十分に取得できない恐れが指摘されてきました。配偶者が居住権を得ることを選択すれば、他の財産の取り分が実質的に増えると見込まれます。

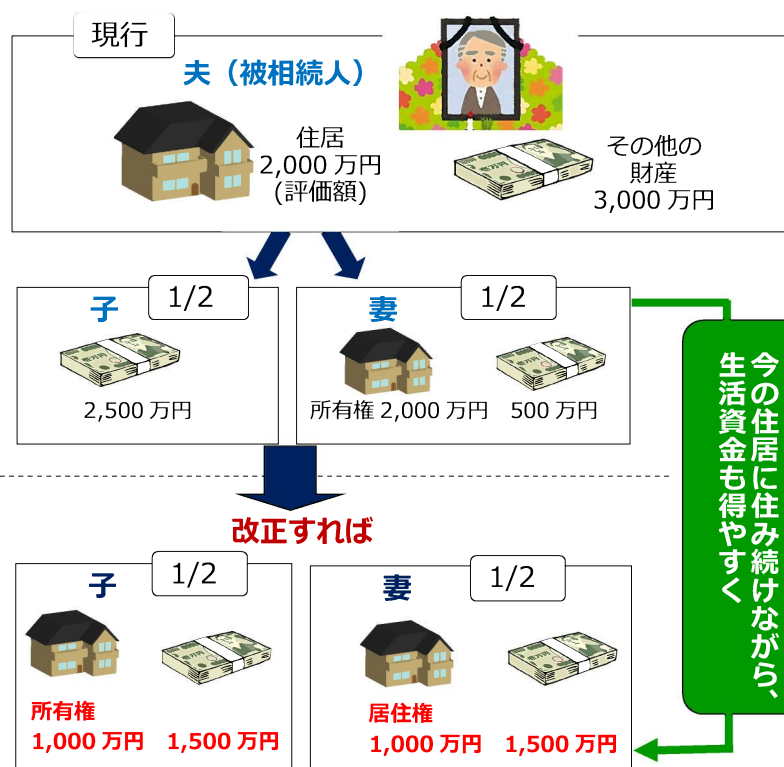
※改正法律案

以下の法務省サイトでご確認ください。

「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_0021299999.html

【配偶者居住権のイメージ】 (夫が亡くなり、妻と子1人で遺産分割するケース)



IT導入補助金 ~IT化に補助金が活用できます~

現在、平成 29 年度補正予算「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」として、「IT 導入補助金」の公募が行われています。これは、ソフトウェアやサービス等の IT ツールを導入する中小企業・小規模事業者等を支援する補助金で、導入経費の一部が補助されます。さまざまな業種、さまざまな課題に対応した補助金です。業務の効率化や売上アップ等のために IT ツールを取り入れるなら、この機会をお役立てください。
※本情報は平成 30 年 4 月 20 日時点の情報に基づいて作成しています。

補助金を受けるには

この補助金では、IT 導入支援事業者※が導入から申請・手続き、アフターフォローまでをサポートします。対象となるのは、IT 導入支援事業者が登録している IT ツールの導入費用。様々な課題・ニーズに対応した IT ツールが登録されています。

※IT 導入支援事業者

当補助金事業の登録・認定を受けた IT ベンダー・サービス事業者です。IT 導入を提案、サポートする他、当補助金の交付申請や実績報告をみなさまと共同で作成し、代理で申請を行います。

【こんな活用方法があります】

顧客管理システムの導入

顧客の要望や注文履歴を IT ツールで記録することで、きめ細やかなサービスを実現。リピーターの獲得につながります。

在庫管理システムの導入

在庫管理を一括データ化して、業務効率を改善。社内の連絡や取引先との連携も円滑になります。

コミュニケーションツールの導入

帳簿や書類を IT 化して、作成・提出の時間を短縮。早番・遅番等、出勤時間の異なる従業員同士の情報共有もスムーズになります。

車両管理システムの導入

効率的な配車を組めるようになり、従業員の勤務時間の短縮につながります。

予約管理システムの導入

予約状況を一元管理して予約時のミスを防止。新規顧客獲得や予約率向上に役立ちます。

【補助金の額】

上限額	50 万円
下限額	15 万円
補助率	1/2 以下



必ず契約・導入前に申請を！

この補助金は、交付決定を受けた後に
契約・導入し発生した経費が対象となります。

交付決定前に発生した経費は
対象となりません。ご注意ください。

公募期間

平成 29 年度補正予算「IT 導入補助金」は、全 3 回の公募が予定されています。

一次公募	交付申請期間	平成 30 年 4 月 20 日(金)~平成 30 年 6 月 4 日(月)
二次公募	交付申請期間	平成 30 年 6 月中旬~平成 30 年 8 月上旬 (予定)
三次公募	交付申請期間	平成 30 年 8 月中旬~平成 30 年 10 月上旬 (予定)

※一次公募での予算の執行状況により、二次公募以降は変動する可能性があります。

※中小企業・小規模事業者等（1 法人・1 個人事業主）当たり、1 回のみ申請することができます。

※昨年度「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」に採択された事業者も申請できます。

※一次公募で不採択となった場合でも、二次公募以降の公募に申請することができます。

(次頁へつづく)

申請・手続きの流れ

以下の手続きは全て「IT 導入補助金」のホームページ (<https://www.it-hojo.jp/>) で行います。

① 経営診断ツールでの診断・IT ツールの選択等（交付申請の準備）

- まず最初に、「IT 導入補助金」のホームページにある「経営診断ツール」で診断を行い、その結果等をもとに IT ツールや IT 導入支援事業者を選定します。また、同ホームページにて「SECURITY ACTION への宣言（セキュリティ対策自己宣言）」を行います。

② 交付申請（IT 導入支援事業者による代理申請）

- IT 導入支援事業者と商談を進め、交付申請の事業計画を策定します。「IT 導入補助金」ホームページに「申請マイページ」が設けられ、必要な情報登録等はここで行います。この時、IT 導入支援事業者がみなさまの情報を取りまとめ、代理で申請を行います。

③ IT ツールの発注・契約・支払い（補助事業の実施）

- 「交付決定」を受けた後に、IT ツールの発注・契約・支払い等を行うことができます。交付決定の連絡が届く前に発注・契約・支払い等を行った場合は、補助金の交付を受けることができません。ご注意ください。

④ 事業実績報告

- 補助事業の完了後、実際に IT ツールの発注・契約、納品、支払い等を行ったことが分かる証憑を提出します。IT 導入支援事業者が事業実績報告に必要な情報・証憑を取りまとめ、代理で報告を行います。

⑤ 補助金交付手続き

- 補助金額の確定後、「申請マイページ」で補助額を確認します。その後、補助金が交付されます。

⑥ 事業実施効果報告

- 事業終了後 5 年間（計 5 回）にわたり、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの 1 年間における生産性向上等に関する情報について、事務局に事業実施効果報告をします。1 回目の事業実施効果報告では、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月末日までの期間（1 年間）の情報を、平成 31 年 4 月以降に報告することとなります。

参考文献： ■毎日新聞 ■My k o m o n



今月のお勧めセミナー

第 3 回 税務・会計セミナー 「上手な税務調査の受け方」

今回のセミナーでは、①税務調査の基礎知識 ②税務調査の実際 ③調査官は「何を考え、何を調査するか」などの項目を盛り込み、元税務署 署長の 上杉 浩之氏 を講師に迎え、現場経験者の視点から実務に役立つ話をして頂きます。是非ご参加ください。

(開催日 6 月 12 日 (火) セミナー概要は、ピンクの案内チラシをご覧ください。)

あしがき

この度、4 月 2 日付けで総務部・企画部に配属になりました、虫明(むしあけ)と申します。入社から 2 ヶ月が経ち、職場にも慣れ研修やセミナーにも参加し、新人研修で指導された言葉使いや電話対応などを通じて、改めてビジネスマナーの大切さを実感しました。これから様々な経験を積み、毎日の新しい発見を自分の中に吸収していきたいと思います。また、先輩方に多くのことを教わりながら、皆様のご期待に応えられるよう一生懸命業務に取り組んでまいります。今後とも宜しくお願い致します。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中!

